

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ① 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ② 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
260425006	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	携帯品・別送品申告書の記入対象の規制緩和について	【具体的内容】 携帯品・別送品申告書は現在日本人を含む全入国旅客に求められているが、課税ケース以外を口頭での申告とすることで、入国がスムーズになる。 【提案理由】 全ての入国旅客に携帯品・別送品申告書の記入を求めることで、出発外地での説明や書類の配備、航空機内の配備、未記入の旅客に対する記入援助など非常に労力がかかっている現状がある。	航空連合	財務省	テロの未然防止や不正薬物等の社会悪物品等の密輸防止を図りつつ、迅速かつ適正な通関を行うため、平成19年6月に開税法基本通達の一部を改正し、従来は免税範囲を超える携帯品のある旅客及び別送品のある旅客のみ提出を求めていた携帯品・別送品申告書を、国賓等一部の旅客を除き、全ての入国旅客に携帯品申告書の提出を求めます。 なお、携帯品・別送品申告書には、輸入が禁止又は規制されている物品の有無、免税範囲を超過している物品の有無、100万円相当額を超える支払手段等の有無について記入することとなります。	開税法第67条、同法施行令第59条、同法基本通達67-4-10	その他	携帯品・別送品申告書の提出は我が国における適正かつ迅速な税関検査を行うために必要な措置であると考えています。また、利用者の意識調査の結果によれば、携帯品・別送品申告書の提出は口頭による申告に比べ望ましくないとする意見は全体の約7%であることに鑑みれば、申告書提出により通関処理が迅速に行われることのメリットについて相応の理解がなされているものと考えられます。 申告書の事前記入のために、機内へ配備・配布等を求めているのは税関申告書のみでなく、外国人旅行者が記入し、入国審査の際に提出しなければならない入国審査カードも同様の扱いです。入国手続きにおいて必要とされる書類を我が国への到着の前作成することは、入国手続きの迅速化に有効であり、同様の入国関係書類の機内配備・配布及び記入支援は、米、加、豪をはじめとする多くの国へ向かう機内においても、それぞれの入国審査所要時間短縮を期して行われていることに鑑み、必要な措置と考えております。	
260425007	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	仮送揚げ貨物の延長	【具体的内容】 日本を経由する貨物の場合、日本に到着してから14日以降に出発する場合、マニュアルにて延長申請が必要がある。 【提案理由】 日本に到着し輸入通関されずに海外に出発する貨物については、NACCSにて仮送揚げ申請を行う。日本に到着してから14日以内であればNACCS内で処理することが可能であるが、15日以降に出発する場合、マニュアルにて延長申請が必要がある。最近ではアジア、特に中国から大量の貨物が日本を經由し欧米に伸び越しているが、欧米路線はスペースが限られており、日本で滞貨する傾向にある。そのため、伸び越しのフライトスケジュールによっては仮送期限を超えてマニュアル申請を行っているため、NACCSにて処理することができる期間を延長するよう要望する。	航空連合	財務省	外国貨物を仮に取卸しようとするときは、機長等は、税関にあらかじめ、仮に取卸しようとする期間等を届けなければならぬとされ、また、やむを得ない理由によりその仮送揚げの期間の延長を願い出る場合には、延長する理由及び期間等を記載した適宜の書面を提出することとされています。	開税法第21条	現行制度下で対応可能	航空貨物に関して、NACCSにより仮送揚げの届出があったものについて、仮送揚げの期間の延長を願い出る場合には、NACCSの汎用申請機能による届出が可能となっており、仮送揚げ貨物に係る一連の後続業務もNACCSにて処理することが可能です。	
260425008	26年3月19日	26年4月10日	26年4月25日	到着貨物情報の取得	【具体的内容】 日本に到着する貨物情報(FHL)を事前に入手できるように要望する。 【提案理由】 日本発の貨物については、EU圏、米国ならびに中国などに対し貨物情報(FHL)を送信しているが、日本に到着する貨物は貨物情報(FHL)を発地に要望していない。そのため、海外から貨物と書類が到着してから、書類に添付されているHOUSE MANIFEST情報をNACCSへ入力しているため作業負担が大きくなっている。事前に発地から貨物情報(FHL)を入手することができれば、NACCS入力を行う作業が軽減される。	航空連合	財務省	現行の制度において、本邦に到着する航空貨物のハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を、発地側に対しても着地側に対しても求めておりません。		事実確認	財務省・税関では、航空貨物のハウスB/L情報に基づき積荷情報報告を求めておらず、また、現時点において、新たにこの報告を義務付ける予定はありません。	
260523017	25年10月16日	25年12月6日	26年3月31日	地方空港等における出入国手続きの利便性向上	【要望の具体的内容】 出入国手続き(CIQ)の合理化については、2011年「規制・制度改革に係る方針」において閣議決定され一定の取り組みが進んでいるところであるが、これらに加え、係員が常駐していない地方空港・港における業務の一元化もしくは省庁間連携等により、CIQの利便性を向上させるべきである。 【規制の現状と整理理由】 出入国手続き(CIQ)については、税関(Customs)は財務省、出入国管理(Immigration)は法務省、検疫(Quarantine)は厚生労働省・農林水産省が管轄している。国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・港にはこれらの係員が常駐しておらず、便到着にあわせてそれぞれの係員を派遣している。しかし、派遣可能な人員、時間等には限りがあるため、国際線発着時刻が左右されたり、CIQ手続きに長時間を要するケースも散見される。 CIQ業務の一元化、もしくは省庁間連携等により、より迅速かつ柔軟にCIQを行う体制を整備することができる。その結果、より多くの国際線を地方空港・港で受け入れることが可能となり、観光立国実現に資することとなる。 観光を成長エンジンとして戦略的に観光立国を実現するためには、CIQの効率化が不可欠である。本年4月に観光立国推進閣僚会議がとりまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」においてもCIQの改善が言及されたとを踏まえ、CIQ業務の簡素化・効率化に向けた議論や検討を進めるべきである。	(一社)日本経済団体連合会	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	【法務省】 国際線の定期便がない、あるいは少ない地方空港・海港には、入国審査官が常駐していないため、便の到着・出発にあわせて入国審査官を派遣しています。 【財務省】 【厚生労働省】 出入国手続き(CIQ)については、税関(財務省)、入管(法務省)、検疫(厚生労働省、農林水産省)が、それぞれ所管する業務を行っています。 【農林水産省】 動植物検疫では、海外から動植物及びその製品等を輸入する場合、病原体や病害虫の有無等に関する検査を受ける必要があります。また、それらを海外に輸出する場合についても、輸出相手国からの要求等に基づき検査を受ける必要があります。	【法務省】 出入国管理及び難民認定法第6条第2項、第3項、第7条第1項、第25条第1項、第60条第1項、第61条 【財務省】 関税法第15条、第17条、第67条、第105条 【厚生労働省】 検疫法第15条、第17条、第49条、第45条、第48条、第10条 等	対応不可	【法務省】 「CIQ業務の一元化」について提案されていますが、入国審査官は、出入国審査の円滑な実施に努める一方で、観光客等を装ったテロリスト等の入国を水際で確実に阻止するため、関係法令に関する知識や偽造旅券の鑑識能力等が求められるほか、個人情報情報を活用した入国審査への対応など、専門性の高い職務に携わっていることから、本提案について対応することは困難です。 【財務省】 空港・港における出入国旅客に対するCIQ業務は、審査・検査の対象(ヒト・モノ)の別や、求められる専門的知識等がそれぞれ全く異なります。税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や銃砲等の密輸出入防止、国連安保理決議等による規制の適正な執行、また、適正かつ公平な関税等の賦課・徴収の実現といった専門性の極めて高い業務を全国的に同等なレベルを確保しつつ遂行しているところです。このような業務はまさに公権力の行使を行うものであるとともに、モノに関する高度の専門知識、密輸取卸情報に基づきリスマメジメント等の専門的知識・能力を要するものです。日本国内における治安及び貿易秩序の維持、安心・安全な国づくり、国際的な観光促進のためには、水際におけるこれらの業務水準を高いレベルで維持する必要がある、関係省庁との業務統合や地方自治体への権限移譲は困難であると見えます。 【厚生労働省】 検疫業務については、国内に常在しない感染症の病原体が船舶等を介して国内に侵入することを防止するために水際において必要な措置を講じるものであり、検疫法上の隔離・留留の要否の判断等の高度な専門知識を必要とするとともに、国際保健規則(IHR)に基づき(WHOへの通告等、国際的な連携が求められます。新型インフルエンザ対策をはじめ、感染症法に基づき(国内の感染症対策と密接に連携して実施される必要があり、保健衛生行政として実施される必要があります。また、検疫所においては、いわゆる狭義の検疫(ヒトの検疫)の他に、輸入食品の監視を一体として行っており、ヒトの検疫の部分のみを切り出して別組織とすることは非効率的と考えます。このように、出入国手続き(CIQ)については、検疫業務を初め、分野ごとに求められる専門性が大きく異なっており、一元化することは問題が多いと考えます。 【農林水産省】 空港・港におけるCIQ業務は、各々の業務の目的、審査・検査の対象等により、必要となる専門的知識等が全く異なります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ; 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ; 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
260530013	25年10月16日	25年12月6日	26年3月31日	容器包装リサイクル法における量・比率等算出のための調査方法の見直し	〔要望の具体的内容〕 容器包装利用・製造等実態調査(経済産業省・農林水産省実施)にあたっては、各事業者に調査票記入を求めるのではなく、(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会が把握する各事業者の実績値(排出量等)を確認すべきである。 〔規制の現状と要望理由等〕 ＜規制の現状＞ 容器包装リサイクル法に基づき(特定事業者は、毎年(公益財団法人)日本容器包装リサイクル協会)に対して、用途ごとの容器包装使用想定量を基に再商品化の委託申請を行い、実績値確定後、精算を行っている。 さらに、毎年7月を目途に、所管省庁合同で行われる「容器包装利用・製造等実態調査」において、再度用途ごとの容器包装使用量を報告している。 ＜要望理由＞ 特定事業者にとっては、日本容器包装リサイクル協会への委託申請・精算ならびに容器包装利用・製造等実態調査への回答、という形で手続き上重複が発生している。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 日本容器包装リサイクル協会への委託申請時に、「量・比率等決定のため、国へ使用量等のデータを共有する」旨の項目を新たに設けて、各事業者に確認すれば、調査自体が不要となる。 これにより、国・事業者とも手間・コストを削減することが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省	容器包装利用・製造等実態調査は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条から第13条までに基づき(特定事業者の再商品化義務総量・業種別比率等を主務大臣が定める際に必要な基礎資料を得るために)行われ、統計法に基づいて統計調査です。容器包装を利用する業種は幅広く、全数調査を行うことは、多くの事業者に調査負担が生じることから、標本調査としております。 当該調査では、上記量・比率等を定める際に必要な基礎資料を得るため、容器包装を利用した商品の販売額や業務用出荷商品に用いた容器包装の量等を調査することにも、特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量等の拡大推計のため、特定事業者に該当しない者(容器包装を利用・製造等していない者、小規模事業者)にも調査を行っています。	関係法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
260620009	26年5月9日	26年5月30日	26年6月20日	貿易業者が輸入申告を行う税関官署を自由に選択できる制度を早期に実現すること	貿易業者が輸入申告を行う税関官署は、貨物を出し入れする保税地域などの所在地を管轄する税関官署を自由に選択できる制度を早期に実現すること。	日本商工会議所	財務省	輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等の所在地を所轄する税関長に対してしなければならないこととされており、 ただし特定輸出者等に係る輸出申告は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込みようとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができるとされており、	関税法第67条の2第1項、第67条の3第1項	検討に着手	平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」に「輸出通関申告官署の自由化」が盛り込まれたことを踏まえ、財務省関税局において広く関係先の意見を聞きつつ、平成29年度のNAACS更改時における通関手続の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みを踏まえて、輸出申告に加え輸入申告について一元的にNAACSに申告することを可能とするための施策について検討を行った結果、以下を基本的な方向性とするとした。 平成29年度までに、AEO輸出者に係る輸出申告については、申告官署を自由化する(NAACSにより全国いずれかの税関官署に申告することによって通関が可能となる。)、 平成29年度までに、AEO輸入者に係る輸入申告及びAEO通関業者が取り扱う輸入申告についても、申告官署を自由化する(NAACSにより全国いずれかの税関官署に申告することによって通関が可能となる。)、 上記「及び」と併せて、通関業者の営業区域制限を廃止する。 上記申告官署の自由化については、平成29年度までに実施する予定としている。	
260919002	26年5月9日	26年7月3日	26年9月19日	外国企業による対日投資の促進等について	会社設立に必須の登記所への設立登記等、税務署への法人設立届出書等、年金事務所への健康保険・厚生年金保険等、公共職業安定所への雇用保険等、労働基準監督署への労働保険関係成立届等の申請窓口を一本化すること。	日本商工会議所	内閣府 財務省 厚生労働省	会社を設立するに当たり必要となる諸官庁への開業手続は次のとおりです。 会社(法人)の設立の登記は、会社を代表すべき者が、本店の所在地を管轄する登記所(法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所)に申請することとされており、登記所における事務は、登記官が取り扱うこととされています。 法人が設立時に納税地の所轄税務署(税務署)へ提出する主な届出書等には、以下のようなものがあります。 法人税・法人設立届出書(法人税法148条1項、同施行規則63条) 消費税・消費税の新設法人に該当する旨の届出書(消費税法57条2項、同施行規則26条5項) 法人設立届出書に「新設法人に該当する」旨の記載がある場合は提出不要。 源泉所得税・給与支払事務所の開設・移転・廃止届出書(所得税法230条、同施行規則99条) ただし、上記の各種届出書は、事業開始のための要件には当たらないため、法人設立と同時に届出を要するものではありません(例えば、法人設立届出書の提出期限は設立の日以後2か月以内となっております。)、また、郵送やe-Taxによる提出も可能です。 厚生年金保険及び健康保険の新規適用届について、会社を設立し、厚生年金保険及び健康保険の適用要件を満たした事業所の事業主は、5日以内に日本年金機構(年金事務所)又は健康保険組合に届書を提出することとされています。 雇用保険適用事業所設置届について、労働者を雇用する事業を開始した事業主は、その事業を開始した日の翌日から10日以内に公共職業安定所に届け出る必要があります。 また、雇用保険被保険者資格取得届については、労働者を雇った日の属する月の翌月10日までに公共職業安定所に届け出る必要があります。 労働保険関係成立届について、労働保険の保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に労働基準監督署または公共職業安定所に届け出る必要があります。	・商業登記法(昭和38年法律第125号)第1条の3、第4条、第47条 ・法人税法148条1項、同施行規則63条 ・消費税法57条2項、同施行規則26条5項 ・所得税法230条、同施行規則99条 ・厚生年金保険法第6条、第98条、同法施行規則第13条 ・健康保険法第3条第3項、第197条、同法施行規則第19条 ・雇用保険法第7条、同法施行規則第6条、第141条 ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の第1項、同法施行規則第4条第2項	検討に着手	・国家戦略特区において、外国人を含めた起業・開業を促進するため、区域会議等が登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「ワンストップセンター」を速やかに設立し、関連する相談業務や、外国人が日本で生活する際に必要な各種手続きの支援を総合的にを行います。 ・また、上記各種申請において、申請者自らが申請を行うことが可能である旨を周知するとともに、その際の申請方法をマニュアルや広報資料を通じてPRするなど、所要の措置を速やかに講じます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ; 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ; 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220009	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	船舶の資格の変更の弾力化	外航船舶から内航船舶への資格変更について、柔軟な変更を認めるべきである。 【提案理由】外航船舶(外国貿易船等)を内航船舶(沿海通商船等)として使用するとき、あるいは内航船舶を外航船舶として使用するとき、船長は予めその旨を税関に届け出なければならず、また、内航船舶として国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間以内に再び外航船舶として使用する予定である場合は、資格変更の届出を受理しないこととされている。 外航船舶を内航船舶として使用するため資格の変更を届け出たものについて、届出の日から1週間以内に再び外航船舶として使用することが予定されている場合は、内航船舶から外航船舶へと資格を変更する旨の届出が受理されないため、資格の再変更を経て外航船舶として利用することが実質的に認められていない。 例えば、石油需要は構造的に緩小傾向にあるものの、近年はしばしば猛暑や寒波等が原因で石油需要が突発的に増大する状況が発生しており、こうした状況への対応策として、石油製品の機動的な輸入の重要性が増している。内航船舶と外航船舶の資格について柔軟かつ迅速な切り替えが実現すれば、石油需要の突発的な増大に応じて、その船舶資格を変更し、船舶を機動的に活用することが可能となり、石油製品の安定供給に寄与するものと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	現行制度上、関税法第66条(国内貨物の運送)の規定に基づく税関長の承認を受けた場合には、外国貿易船の資格のまま、国内貨物を運送することが認められている。	関税法第66条	現行制度下で対応可能	1週間以内の間で外国貿易船が国内運送に従事する必要がある場合であっても、関税法第66条(国内貨物の運送)の規定に基づく税関長の承認を受けることで、内航船舶への資格変更をすることなく(外国貿易船のまま国内運送に従事)することができます。 なお、承認を受けるための手続きはNACCSを通じて電子的に行うことが可能です。	
270220010	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	製造たばこ小売販売業の開業要件の緩和	製造たばこ小売販売業の許可申請における1カ月以内の開業要件について、例外的に1カ月以上先に申請することの合理性があれば、最大1年以内まで要件を緩和すべきである。 【提案理由】現在、製造たばこ小売販売業の許可申請を行う際、予定営業所の環境区分については許可申請後の実地調査の結果に基づくこととされており、環境区分は免許許可発表時しか分からない。このため、区分が分からないことにより免許取得の見通しが立てにくいだけでなく、特に、たばこが重要な収益源である場合、環境区分が分からないことによるビジネス上の不透明感は営業活動に大きく影響する。 要望が実現することにより、免許取得可否の目算が立てやすくなり、店舗出店の一助となる。このことにより、積極的な出店へつながり、消費者の利便性に資すると考える。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならず、その際、許可後1月以内に開業の見込みがない場合は「不許可」となります。	たばこ事業法第22条、第23条、第31条 たばこ事業法施行規則第22条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	製造たばこ小売販売業の許可申請については、許可後1月以内に開業の見込みがない場合は「不許可」となり、許可後においては、正当な理由がないのに、1月以内にその営業を開始しないときは、たばこ事業法第31条第7号に基づき、許可を取り消すことができるとされています。 これは、消費者の利便性の観点から、許可後1月以内に開業することを要件としているものであり、これを緩和すると、先に許可だけを有する店舗が長期間開業しない場合が生じるなど消費者の利便性を損なうことになると考えられます。 また、開業準備に要する期間の合理性を申請者ごとに判定することは困難であり、申請者間の公平性の観点からも適当ではないと考えられます。	
270220011	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	たばこ小売販売業の予定営業所の環境区分の事前開示	予定営業所の環境区分について問い合わせた場合、環境区分を事前に開示すべきである。 【提案理由】製造たばこ小売販売業の許可申請を行う際、予定営業所の環境区分については許可申請後の実地調査の結果に基づくこととされており、環境区分は免許許可発表時しか分からない。このため、区分が分からないことにより免許取得の見通しが立てにくいだけでなく、特に、たばこが重要な収益源である場合、環境区分が分からないことによるビジネス上の不透明感は営業活動に大きく影響する。 要望が実現することにより、免許取得可否の目算が立てやすくなり、店舗出店の一助となる。このことにより、積極的な出店へつながり、消費者の利便性に資すると考える。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならず、その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、地域区分別、環境区分別に財務大臣が定める距離に達しない場合は「不許可」となります。環境区分は、予定営業所の面する街区画面上における商業施設の店舗数等に応じて認定されています。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 平成10年3月17日大蔵省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	製造たばこ小売販売業の許可に係る環境区分は、予め一定の区域を画して定められているものではなく、許可時点における予定営業所の面する街区画面上における商業施設の店舗数等に応じて認定されるものです。 このため、予定営業所の住所から直ちに環境区分が決まるわけではなく、予定営業所の面する街区画面上の状況を实地に調査してはじめて認定し得るものであり、街区画面上の状況は日々変化するため、許可に当たっては、許可時点における実際の状況に即して認定する必要があります。 従って、許可申請に先立って環境区分を認定することは出来ませんが、認定の基準については、平成10年3月17日付大蔵省告示第74号及び平成12年12月27日付府令第4621号「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」に定められており、これらは財務省ホームページにおいて公表されています。 また、財務局にお問い合わせいただければ、認定基準についてご説明させていただきます。	
270220012	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	店舗内におけるたばこ自動販売機の設置の柔軟化	たばこ事業法施行規則第20条3項による規制を緩和し、店舗内におけるたばこ自動販売機の柔軟な設置を可能とすべきである。 【提案理由】たばこ事業法施行規則第20条3項においては、営業所の位置が不適当な場合として、「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が難しいと認められる場所である場合」とされている。これにより、たばこ自動販売機は「従業員から容易に視認できる場所」に設置するように指導されている。 しかしながら、タスマの導入により自動販売機を介した未成年者のたばこの購買が実際以上に増えつつあるため、従業員が容易に視認できる場所に設置しなくとも規制目的は達せられると見られる。 「従業員の視認」という条件を緩和することにより、店舗内の客の出入りが多い場所(店の入り口、エレベーター横等)に自動販売機を設置することができ、消費者の利便性向上に資すると考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならず、自動販売機を設置する場合には、その設置場所が「店舗に併設」されていることが許可の条件となります。 この場合の「店舗に併設」とは、自動販売機が、店舗内に設置されている場合又は店舗外店舗と接して設置されている場合であって、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる状態をいいます。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	製造たばこの自動販売機の設置については、未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督を行う必要があります。このため、店舗内の従業員のいる場所から自動販売機の利用者を直接かつ容易に視認できる場所に設置することを許可の条件としています。 また、自動販売機については、成人識別装置を装備したものとすることを許可の条件としておりますが、成人識別装置のみでは未成年者による不正利用の防止が十分に確保されないおそれがあります。未成年者喫煙防止に万全を期す観点から、設置場所に関する条件を緩和することは適当ではないと考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 〇 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 △ 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
270220013	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	金融機関での税金納付の電子化	金融機関の窓口事務で行われる税金納付受付処理は、納付書の書式が非常に多数(数万種以上で年々更新される状況)存在しており、機械処理・自動受付システム化の難易度が高く、コストがかかる状況。また金融機関で受付処理を実施した最後に領収印を押す必要があり印刷機受付などの効率化施策の実現が困難な状況。 書式の統一または絞込み、自動化処理可能な押印事務代替方法などを検討できるよう、制度の見直しや規制緩和等、環境を整備すべきである。 <規制の要望> 金融機関では税金納付取引で、数万種類にも及ぶ多種多様なフォーマットの納付書を受け付けているが、これが、システム化・効率化できない要因となっている。また、窓口での税金納付受付処理では人手を介して領収印を押す作業が発生しており、関連制度の状況等から金融機関として自動化が困難な事項となっている。 <要望理由> 税金納付の電子化により、納付書のフォーマットを統一化。あるいは数種類の用途別等に絞り込むことができれば、機械処理が進む。また機械的に領収印などの受取りの証券を残すとともに、顧客控えを印刷などに代替できれば納付事務が自動化で対応が可能となる。 <要望が実現した場合の効果> 納付受付を利用者自らで実施できれば納付処理の接点(ATM等で受付できるようになる)が増え、窓口営業時間外に納付処理ができるなど利便性が向上する。金融機関では納付処理(時間)にもよるが事務全体の1/4にもなるがシステム化できれば事務効率化が図れる。また、納付先は取りこぼしが無くなるなどの効果が見込める。 納付処理はゆうちょ銀行(独自の制度として対応)やペイジー(バーコードや所定の番号入力のルール化)では体系化されており、自動機での受付処理が実現できている。このようなルール化を納付書及び事務全体に広げることによって、更に納付処理のコスト削減につながるものと考えられる。またマイナンバーなどの制度が加わる場合でも、Pcや携帯端末を利用できない方も、紙媒体での処理で、同様の受付サービスを受けることが可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	総務省 財務省	国税通則法施行規則第16条	【財務省】 納付書の書式は、法令の規定に基づいて定められており、源泉所得税の徴収計算書を除き統一されています。なお、全ての特目についてOCR対応とし、機械処理による金融機関の事務の効率化を図っています。 加えて、ダイレクト納付、インターネットバンキング及びATMでの電子納税に対応することで納付者利便の向上を図っています。 【総務省】 税金納付受付に係る納付書及びその様式については、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているものです。	【財務省】 納付書の書式は、法令の規定に基づき必要最低限の記載項目としており、税金の納付書の書式を統一した場合、記載項目が増加し、記載が煩雑になるなど納付者利便の低下を招くおそれがあることから、書式を統一することは困難であるとご理解願います。 今後も電子納税の利用を推進し、納付者利便の向上を図りつつ、金融機関(蔵入代理店)の事務の効率化を図ってまいります。なお、領収印の自動化は妨げる法令等はありません。 【総務省】 地方自治法及び自治法施行令による規制はありません。		
270220014	26年10月14日	27年1月29日	27年2月20日	政府の情報システム調達に関する改善	以下を推進すべきである。 (1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-1-(2)-」) (2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-3-(6)」) (3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版バイドール)(「根拠3」の第19条) (4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」) (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」) <規制の現状> (1)の入札制限は分離調達の原則に則り採用されているが、上流工程と下流工程で業者が異なるため、作業の重複や責任所在が曖昧となる問題がある。(2)は「根拠1」で「限度の設定」を規定しているが、実態として制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けないことができる」という実態は国に帰属する案件が大多数である。(4)契約金額も含めた開示が求められ、守秘義務の観点からも問題である。(5)長期プロジェクトであっても最終時の一括支払いとなっている場合がある。 <要望理由> (1)を画一的に実施することは調達リスクを高め支出の無駄を生む。調達機会の増大に資する方策だが、案件の性質を踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に影響を及ぼすため改善すべきである。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを見積もる必要がある。結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献することとなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する情報を求める国はないと理解している。 <要望が実現した場合の効果> 調達の質を高め、IT産業育成にも大いに貢献する。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異で厳しい。改善が進めば、国際的に整合する競争環境が整うと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房総務省 財務省 経済産業省	(3)について 産業技術強化法第19条 (4)について 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号) (5)について 予算決算及び会計令第101条の10	政府情報システムの効率性かつ効果的な整備及び管理を行うため、その調達については、会計法令等に沿った運用上のルールを取り決め、その改善を図ってきたいとご希望です。 このような中、 (1)入札制限につきましては、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により分離調達を推進してきており、要件定義等の工程支援に携わった事業者等については当該要件定義等の対象となる調達案件に係る入札への参加を制限してあります。 (2)損害賠償の上限設定につきましても、同基本指針におきまして、損害賠償範囲の程度を設定するよう規定してあります。 (3)知的財産権の帰属につきまして、産業技術強化法第19条は、国の委託事業が(含)まれるものであり、政府における情報システムについても対象となります。また、同法の徹底化を図る取組の一環として、平成26年12月3日、情報システムの企画段階から調達、運用等に至る一連の過程を通じた共通ルールである「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が、内閣府が低価格を処理する各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において決定され、知的財産権については受注者に帰属するとが原則である旨明示しています。 (4)再委託に伴う情報開示の緩和につきまして、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計2017号)において、システムの開発等を委託する場合には、不適切な再委託により効率が損なわれないよう、委託契約の相手方から、再委託に関する書面を提出頂き、再委託を行う合理的理由等について審査し、適当と認められる場合に承認を行うこととしています。 (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進につきまして、契約により、製造についての請負契約に係る既済部分に対し、その完済前に代金の一部を支払う必要がある場合には、その既済部分に対する代金の10分の9まで、また、性質上可分の製造についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代金の全額まで支払うことができます。	政府情報システムに係る調達の改善につきましては、今後も引き続き推進することとしております。このような中、 (1)入札制限について 現行の基本指針に基づき(分離調達の取組みを見直し、来年度から施行される新たな「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、形式的な分離調達に陥らないよう、実行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮の上で合理的な調達単位を検討する旨ルール化しております。 (2)損害賠償の上限設定について 損害賠償責任の明確化の取組を引き続き推進していくため、現行の基本指針と同様、新たなガイドラインにも損害賠償範囲の限度を設定するよう規定しているとともに、契約書等における具体的な設定内容の例を府省間で共有出来るようにするなどの取組を進めていく予定です。 (3)知的財産権の帰属について 左記の通り、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」が決定され、平成27年4月1日から施行されます。今後、バイドールについては、本ガイドラインに則り、各府省において適切に運用がなされるものと考えます。 (4)について、対応不可 (4)再委託に伴う情報開示の緩和について 不適切な再委託により効率性が損なわれないか、契約金額等を確認することで再委託を行う合理的理由等を審査しており、適正な履行を確保するため、ご提出頂くざるを得ないと考えられています。 (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進について 制度の現状のとおり、完済前代金の一部を支払う必要がある場合には、契約により明らかとした上で、支払うことができます。よって、契約を行う各府省において、適切に運用するべき事項となります。		
270220015	26年10月30日	27年1月29日	27年2月20日	国のリース契約の長期継続化	{内容} 国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。 リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 {提案理由} 現在、国がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にとどまらずに、国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態が顕著である。 「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いっており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。	(公社)リース事業協会	財務省	財政法第15条 会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2	国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。 長期継続契約は、翌年度以降にわたって、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信設備の提供を受ける契約を締結することができることとされています。 国が行う複数年度契約は、国庫債務負担行為により行うこととされています。よって、契約を行う各府省において、適切に活用するべき事項となります。 なお、長期継続契約は、電気、ガス等の継続的給付であつて、かつ最小限度必要な給付についてののみ行うこととしています。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ・規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ・当座、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270220016	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	行政機関等は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている。(ある生命保険会社では平成24年度に約10万件の税務関連の照会を受けている。)生命保険会社はこのような行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関等に対する回答を行っている。 ・行政機関等からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を旨としつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。例えば、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等における印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。 ・また、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関等が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性が見込まれる。 (なお、警察庁との間では7月に様式の統一を実施済みであり、国税庁、厚生労働省との間では様式の統一に向けて検討を進めている状況) ・番号法では、制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務・福祉事務所からの照会(社会保障・税分野に係る行政事務)があるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一層正確かつ迅速な事務を実現することができる。	(一社)生命保険協会	内閣府 厚生労働省	【内閣官房】 番号法では、個人番号の利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています(第9条)。また、特定個人情報の提供を原則禁止とし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを用いた提供など、番号法に規定するものに限り可能としています(第19条)。 【警察庁】 現在、警察においては、捜査の過程で、保険契約の有無・内容(契約日、保険種類、保険金額等)等について、法令に基づき捜査関係事項照会書を送付し、関係生命保険会社に対し照会を実施しています。 【財務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会とは、書面などで行われます。照会文書の書面フォーマット(用語・書式等)及び取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自自治体に変なられています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 生活保護の決定・実施等のために必要があると認められる場合には、生命保険会社等に対して保険契約の有無、保険内容等について書面による照会を実施しております。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項 国税通則法第74条の2及び第74条の3、国税徴収法第141条、国税犯則取除法第1条第3項 生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条	【内閣官房】 警察庁 現行制度下で対応可能 【警察庁】 その他 【財務省】 検討に着手 【厚生労働省】 一部、現行制度下で対応可能	【内閣官房】 税務・福祉事務所による生命保険会社に対する照会(個人番号を利用する場合には、個人の契約者が当該生命保険会社に保険契約を有しており、当該保険契約が当該契約者の個人番号と紐づけられていること。当該保険契約と個人番号が紐づけられていることが、税務・福祉事務所の側で把握できていること、が必要となります。 (保険契約が無い場合や個人番号と紐づけされていない保険契約について個人番号付きで照会を行った場合、個人番号(特定個人情報)の漏えいとなるため。)上記「及び」が担保されていれば、現行法令の改正を行わなくとも個人番号を利用した照会は可能であると考えます。 【警察庁】 照会の電子化について、生命保険協会と協議したところ、照会の電子化を行う場合、高度なセキュリティ対策が必要になる。現状の警察からの照会件数であれば、電子化するよりも、現在のFAXを使用した照会の方が効率的である等の理由から、照会の電子化に係る検討は見送ると結論に至りました。 【財務省】 「規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)」において、「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一)」については、「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する」。 照会文書の依頼事項に関する用語(照会文書の書式、照会の種類や種類ごとに統一できる箇所を調整の上)、とされ、実施時期については「平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)」とされている。また、「金融機関に対する取引照会のオンライン化」については、「関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえたうえで、地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する」とされ、実施時期については「平成27年度措置」とされている。また、「照会様式の統一化等」については、平成26年度中に生命保険協会等と継続的に協議し、様式の統一を合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。 ・照会手続の電子化 照会手続の電子化については、平成26年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画で「平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以内を目途に必要な措置)」とされており、今後も継続して検討してまいりたいと考えております。 【厚生労働省】 ・照会様式の統一化等 照会の内容及び照会文書の様式については、平成26年度中に生命保険協会等と継続的に協議し、様式の統一を合意しました。平成27年4月以降、新しい様式を使用する予定です。 ・照会手続の電子化 生命保険協会と協議したところ、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方のオンライン化については、今後も継続して検討していくこととなりました。
270220017	26年10月31日	27年1月29日	27年2月20日	ゼネコン本邦企業の海外拠点の取引支那に向けた国際協力銀行の融資制度の拡充	【制度の現状】国際協力銀行は従来より輸出金融(含むローカルバイクル)のファイナンススキームを保有。現地生産品、第三国品、第三国輸出への支援として、日系企業による現地生産品、第三国品を組み入れた取引への柔軟な対応、投資金融を活用した海外子会社による第三国輸出や進出圏での販売支援のためのファイナンスの供与を実施。上記支援制度には、輸出契約額(外国ポーション)の二割以上が本邦品及び日系品でない場合はならないという取り決めがある(但し、外国ポーションに占める本邦品の割合は10%以上確保することが必要)。 【要望内容】 日系ゼネコンによる海外プロジェクトの建設請負契約では、業種特性上、コストに占める現地の労働力の比率が高い上、価格競争力の問題から本邦調達調達割合が少なく(現地の資材や下請り企業を活用する)制度金融によるサポート対象金融が限定的であり、もう一段踏み込んだ良い融資スキームを検討する必要あり。現在の三割ルールを緩和し(本邦品及び日系品の縛りを無くし)、海外においてゼネコンが資材等必要物の資金支援を受けやすく(する)ようなファイナンススキームの検討。 【要望理由】 日本再興戦略では世界の膨大なインフラシステム需要の積極的な取組が掲げられており、国を挙げてインフラ輸出に注力している状況でありながら、非日系施工案件の受注は、与信上も商慣習上も困難であることが多く、外部の支援がなければゼネコン単体での受注獲得には限界がある。この結果、各ゼネコンは日系企業あるいはODA案件に集中し、限られたパイの奪い合いとなるため入札競争は年々厳しくなり、連れた採算性も低下している傾向あり。ゼネコン独自で非日系系主死の与信判断が困難な中でも、金融機関のファイナンスが見込める分かつている場合には前向きに進められる場合がある。しかしながら、海外での建設工事におけるコストは現地の資材や労働力が大半を占め、現状の三割ルールを満たすことは極めて困難であり、ゼネコンは国際協力銀行の融資制度の恩恵を享受しにくい状況である。以上の状況を勘案し、日系ゼネコン・ディベロッパーの海外進出、インフラの海外輸出促進を、金融面でサポートする観点から、要望するもの。	都銀懇話会	財務省	輸出金融(株式会社国際協力銀行法(以下「JIBC法」)第十一条第一号)は、日本企業の機械・設備や技術等の輸出を対象とした融資で、主に外国の輸入者または外国の金融機関等向けに供与されます。 投資金融(同法第十一条第三号)は、日本企業の海外投資事業に対する融資で、主に日本企業(投資者)、日系現地法人(合弁企業含む)またはこれらに資金を供給する者向けに供与されます。 なお、輸出金融に適用される「3割ルール」については、2013年2月より、本邦品を輸出契約額の割に1割以上確保し、かつ、本邦品と第三国で日系現地法人等により生産されたもの(日系品)との合計が輸出契約額の3割以上を確保すること等を要件に、輸出契約額全体を協議融資の対象とできるよう、要件の緩和を行っております。	株式会社国際協力銀行法第十二条第一号及び第三号	輸出金融(JIBC法第十一条第一号)は、日本からの設備や技術等の輸出の促進を目的とするものです。同法において、「輸出金融」とは、「設備の輸出等」のために必要な資金を貸し付けるものとして、「設備の輸出等」とは、同じ(同法)において、「設備、並びに」その部分品及び附属品が我が国で生産されたもの、と定義されています。 「3割ルール」は、多様化・複雑化する貿易取引を踏まえ、本邦品が輸出契約の一定の割合を占めることを前提に、第三国品を含む輸出を組み込んだ輸出契約全体を支援の対象とすることを初めて適用上のルール(あり)と。2013年2月には、これを柔軟化(本邦品を1割確保し、本邦品+日系品で3割を確保)しております。 この「3割ルール」について、本邦品と日系品の縛りを一切無くしてしまうと、「我が国で生産されたもの」のために必要な資金を貸し付けるという、輸出金融の法律上の要件を満たすことができなくなります。また、仮に輸出等の定義について「我が国で生産されたもの」という制限を無くす法改正をすれば、日本からの設備や技術等の輸出促進という輸出金融の趣旨・目的を損なうこととなるため、縛りを外すことは困難と考えます。 なお、日系ゼネコン・ディベロッパーの海外進出を支援する観点からは、投資金融(JIBC法第十一条第三号)による支援は可能です。但し、投資金融は、我が国企業が海外で行う事業の支援を目的とするものであることから、支援対象となる日系企業が相当程度事業に参画することが必要であり、建設請負のみでは支援適格とはならないことは、ご留意頂く必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 〇 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 △ 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への 回答取り 要日	内閣府 での 検討 まとめ日	提案事項	提案の 具体的 内容等	提案 主体	所管 省庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議 における再検討 項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
270220018	26年 10月31日	27年 1月29日	27年 2月20日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	<p>【制度の現状】株式会社国際協力銀行(以下JBIC)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条六項二号に基づき、本邦の中堅・中小企業の海外事業、本邦法人の外国法人に対するM&amp;A、に対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付(ツーステップ・ローン(以下TSL)を実施することができるとしている。しかしながら、本邦の大企業の海外事業(M&amp;Aを除く)については、同条項を紙面にTSLの対象外となっている。</p> <p>【要望内容】株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条六項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」を加えて頂きたい。</p> <p>【変更理由】昨今の外貨調達コストの高止まり等、金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達(特に長期の米ドル調達)に影響が生じつつあることを考慮すれば、JBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第十一条六項二号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない。そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。以上の理由から、上記要望を行うもの。</p>	都銀懇話会	財務省	JBIC法第十一条三号及び第十二条六項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦金融機関向け貸付は、中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかるとするTSLにおいて、中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかるとして、JBIC法第十二条六項第二号(以下「TSL」)に限り、行うことができるものとされています。	株式会社国際協力銀行法第一一条、第十一条第三号、第十二条第六項第二号及び第三号	対応不可	<p>JBICの業務は、同法第一条の「一般の金融機関が行う金融を補充することを旨」とするとの規定に基づき、民間補充に資すること、即ち、政策目的を実現するため、民間金融機関のみでは対応が困難な分野を業務の対象としており、同法第十二条六項(項)において、業務分野以外の国内貸付は、中堅・中小企業向け、M&amp;A等資金の貸付、国際金融秩序の混乱への対応に限り認められております。</p> <p>他方、JBIC法第十二条第六項第二号が規定する本邦金融機関向けツーステップ・ローンの対象分野が、中堅・中小企業向け及び海外M&amp;A等に限定されているのは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国内貸付が可能な分野が限定されている以上、ツーステップ・ローンで貸付可能な分野もそれと対応させる必要があること。</li> <li>2) JBICの経営資源が限られる中で、中堅・中小企業向け及び海外M&amp;A案件については、邦銀のネットワークを活用したツーステップ・ローンが政策目的を達成していくうえで有効と考えられること。</li> </ol> <p>によります。なお、1)の理由から、ツーステップ・ローンの対象を拡大することは、JBICによって国内貸付が可能な分野を拡大することにつながります。</p> <p>資源、M&amp;A及び国際金融秩序の混乱への対応以外の分野における、国内大企業の外貨資金需要に対しては、上記民間補充の原則に照らして、民間金融機関による民間融資によって満たすことが望ましいと考えられます。したがってツーステップ・ローンの対象として大企業向け貸付を含めるとの提案は、対応困難です。</p>
270220019	26年 10月30日	27年 1月29日	27年 2月20日	株式会社国際協力銀行(JBIC)における海外協同融資の対象拡大	<p>【内容】JBIC行う海外進出(日系)企業の現地法人への各種協調融資に関し、JBICが規定する“民間金融機関”にリース会社を対象とすること。</p> <p>【提案理由】現時点では「民間金融機関」の定義にリース会社は含まれていないが、株式会社国際協力銀行法において「一般の金融機関が行う金融を補充することを旨」としつつと規定していること、また最近では、リース会社にも各種の外貨資金支援の要請が増していることも踏まえて、リース会社とともに同制度を通じて日系企業の海外進出に貢献すべく、リース会社もJBICの融資対象としての「民間金融機関」に含めること。</p>	(公社)リース事業協会	財務省	リース会社は、JBIC法第二条第三号及び同法施行令第一条が定める金融機関の範囲に含まれていないことから、JBIC法のもとでの協調融資の対象としての民間金融機関には含まれません。	株式会社国際協力銀行法第二一条第三号、第二条第三号、第十一条第三号、株式会社国際協力銀行法施行令第一条	対応不可(一部、現行制度下で対応可能)	<p>JBIC法第二条第三号及び同法施行令第一条が定める金融機関の範囲は、銀行法、保険業法、信用金庫法に基づき貸付業務を営むものを対象としております。リース会社については業としての法律上の制約が特段無く、貸付業務についても特段の定めがないことから、JBIC法のもとでの協調融資の対象としての民間金融機関にリース会社を含めるとは困難と考えられます。</p> <p>なお、JBIC法第十一条第三号に基づき、日系企業の海外事業活動の支援を目的とした本邦リース会社の海外法人向け融資については制度上可能であり、実績もござります。</p>
270220051	26年 10月31日	27年 1月14日	27年 2月20日	行政手続きの電子化とWeb-API化の推進による地方中小企業の生産性の向上	<p>【具体的な内容】株主総会・取締役会の議事録での印鑑要求等印鑑原則の見直し 事業所移転の際の電子証明書再取得の見直し (注)電子証明書は市町村単位の発行なので、事業成長期等市町村をまたいで移転することが多い場合負担が大きい e-TaxのWeb-API化 (注)Web経由で利用できるAPIが存在せず、対応するWebサービスが現状開発できない 電子証明書及び公開鍵の取得手続きの容易化(商業登記に関する電子認証制度) の具体的な内容、商業登記に関する電子認証制度について、この証明書の発行プロセスに問題があると考えている。http://www.msj.go.jp/Min/Min00020028.html#02 上記の証明書は、例えば、法人のe-Tax利用やPe-gov利用で必要、こちらの発行手続きは非常に煩雑。中でも特に煩雑なポイントとしては、 1. 申請に対してWindows端末が必要、商業登記電子認証ソフトの利用のため、(Windows端末がないと利用できないような電子行政サービスは、利便性の観点からも公平性の観点からも不適切)、これはOSに依存するよう設計ではなく、Webサービスとして提供されるべき。 2. 申請に対してCD-Rやフロッピーなどでの送付が必要となるデータ送付のための手段として、これらの手段は非常に古く、特にベンチャー企業にとっては、一般的な手法でない、インターネットを利用したデータ送付に変更すべき。 3. 発行手数料が高い。⇒電子認証の活用が進む(イコール電子申請や電子申告の活用が進む)ことで、行政のコストは下げられると考える。 4. 登記事項変更の度に、再度申請する必要がある移転や増資をくりかえすベンチャー企業にとつて、毎回電子証明書を取得直すこともコスト増になる。 5. 申請に際して書面提出の必要性も大きく、インターネット経由での申請を可能にしたいと考えている。</p> <p>【提案理由】総での行政手続きは、中小企業の運営上大きな負担となっている。これらを電子化すれば、民間での利便性の高い電子申請ソフトウェアの開発が可能となる。クラウドサービスの形態でそれができるようにするプラットフォームが整ったことにより、制度の変更に柔軟に対応しやすいアプリケーションを民間が提供しやすくなり、結果として中小企業の実績がアップする。</p>	(一社)新経済連盟	法務省 財務省	<p>について 会社法上、株主総会の議事録については、署名又は記名押印は要求されませんが、また、取締役会の議事録については、これが書面をもって作成されているときは、会社法第369条第3項により出席した取締役及び監査役の署名又は記名押印が要求されているもの、これが電磁的記録をもって作成されているときは、同条第4項及び会社法施行規則第225条第1項により電子署名で足りることとされており、署名又は記名押印は要求されません。</p> <p>及び について ・商業登記に基づく電子認証制度における電子証明書は、会社・法人の登記を管轄する登記所において申請を受け付け、会社・法人の登記事項に基づいて、登記所に商業登記を提出している会社代表者等に対して、発行されます。 ・申請に当たり、申請人は登記所に申請書及び公開鍵等の必要な情報が記録された磁気ディスクを提出し、印鑑カードを提示します。電子証明書の証明期間に応じ、手数料を納付する必要があります。手数料は申請時に収入印紙又は登記印紙を申請書に貼って納付します。 ・電子証明書は、代表者等の電子署名に関する電子認証を行うとともに、登記情報に基づき、会社の商号、本店、代表者の資格、氏名を併せて表示し、証明しており、会社代表者等の印鑑証明書や資格証明書に代わるものとして、電子申請や電子商取引で利用することができます。 ・電子証明書に表示された事項に変更を生ずべき登記がされた場合は、電子証明書は失効します。</p> <p>について e-Taxで申請を行う場合は、原則として電子署名を行い、電子証明書を添付することになります。電子証明書は、その発行機関と可能に取扱いの違いがありますが、Webサービス(Web経由で利用できるAPI)に対応していないのが大半であることから、e-Taxソフトは、Webサービス対応ではない、利用者のパソコン環境で動作するシステムとして開発されています。また、e-Taxシステムでは、e-Taxソフトだけでなく、民間のソフトウェア開発業者が提供する会計ソフトウェアを使用した申請も可能とし、納税者等にとってより使い勝手の良い製品が提供されることを期待して、交付できるデータ形式(XML)の仕様等を公開しており、その結果、民間の財務・会計ソフトウェアに対応していることを踏まえて、こうした環境の下、電子証明書の発行機関がWebサービスに対応すれば、民間のソフトウェア開発業者において、e-TaxのWebサービスに対応したソフトウェアを開発することも可能となります。</p>	株主総会議事録につき会社法第318条、会社法施行規則第72条 取締役会議事録につき会社法第369条第3項、第4項、会社法施行規則第225条 及び について 商業登記法第12条の2、商業登記規則第33条の5、同第33条の6、同第33条の8、同第33条の12、登記手数料令第11条	<p>について 「制度の現状、欄に記載したとおり、会社法では、株主総会議事録について、印鑑は不要です。また、取締役会議事録についても、これを電磁的記録で作成すれば押印は不要となります。このように、会社法では、株主総会議事録及び取締役会議事録について、常に押印することが必要とされているものではありません。</p> <p>及び について 電子証明書は、登記情報に基づき、会社の商号、本店、代表者の資格、氏名が証明されており、これらの事項に変更を生ずべき登記がされた場合には、電子証明書の証明事項に変更が生じると、電子証明書は失効します。したがって、会社の本店を移転し、その登記をした場合には、電子証明書の証明事項に変更が生じると、電子証明書は失効します。また、移転後の本店を証明する電子証明書が必要な場合は、再度取得する必要があります。よって、本店移転の際の電子証明書再取得の見直しは困難です。なお、電子証明書の証明期間は1月単位で設定されているため、本店移転の予定に合った証明期間の電子証明書申請人は選択することができます。</p> <p>について e-Taxソフトの仕様を公開している目的のひとつは、国稅庁が提供しているソフトで対応できないOS、機能等に対応した製品を、民間のソフトウェア開発業者が開発することにあります。電子証明書の発行機関がWebサービスに対応すれば、既に公開されている仕様をもとに、民間のソフトウェア開発業者においてe-TaxのWebサービスに対応したソフトウェアを開発することは可能です。</p> <p>1.2.3及びについて 電子証明書を取得するために必要な機能をWebサービスとして提供すること及び公開鍵等必要な情報をオンラインで提供することを実現するためには、システムの改修等に伴う電子証明書発行工程に関する経費の増加をもち、ひいては利用者の負担が生じかねないこと。また、このようなニーズがどの程度あるのか明らかではないことから、現時点においては、対応は困難です。なお、商業登記に基づく電子認証制度を利用するためには必要となるソフトウェアに付する仕様は公開されているため、民間業者からも電子証明書を取得するためのアプリケーション/ソフトウェアが開発されているので、申請人は利便性を考慮し、ソフトウェアを選択することが可能です。 発行手数料は制度を維持・運営するための費用を考慮し決められているものであり、現状では発行手数料下げはできませんが、引き置き、電子証明書の利用を拡大し努力していきたいと考えています。 登記所では、電子証明書を発行するに当たり、申請書の押印の登記所に提出された印鑑を照合することにより、印鑑提出者本人からの請求であることを確認するため、書面提出を不要とする対応は困難です。なお、郵送による請求をすることは可能です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号( )については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。  
 ; 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項  
 ; 当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	
270313009	26年12月1日	27年2月3日	27年3月13日	自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続き時における監視強化	<p>【提案内容】 無許可解体業者等による盗難車の不正輸出の防止を図るため、中古自動車を部品に解体し、輸出する際の通関手続き時、輸出申告者が自動車リサイクル法に基づきマニフェストを税関に提示するよう新潟港の取り組みを、全国の港に拡大するよう要望する。 (参考: <a href="http://www.env.go.jp/council/former2013/03haiji/y035-11/ref14.pdf">http://www.env.go.jp/council/former2013/03haiji/y035-11/ref14.pdf</a>)</p> <p>【理由】 自動車は一旦部品に解体されてしまうと、その部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、現状、盗難車は大半が解体され、中古自動車部品として不正に輸出されている。不正輸出防止に向け、新潟港では自動車リサイクルシステムを活用した独自の取り組みが行われている。関係省庁が協力し、新潟港の取り組みを全国の港に拡大するよう要望する。 本件は、平成25年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討項目とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>	(一社)日本損害保険協会	警察庁 財務省 経済産業省 環境省		検討に着手	<p>現在、新潟港では、解体自動車(いわゆる廃車ガラ)を輸出する場合において、当該解体自動車リサイクル法で認められた全部利用であることを証明することを目的として、電子マニフェストの添付を求める取組を行っています。この取組は、自治体を中心となって関係事業者、経済産業省、環境省、警察及び税関の協力体制を構築し、自動車リサイクル制度における電子マニフェストを利用して不適正な解体自動車の輸出を監視するものであり、この取組に関心をを持った一部の自治体により、同様の取組が他の港でも実施されています。</p> <p>一方で、関係者より、この取組はあくまでも自動車リサイクル法に基づき適正な解体自動車の輸出であることを確認するものであることから、盗難車から取り外された中古部品の不正輸出の防止には不十分であるという指摘があります。また、この取組自体について、電子マニフェストの有効性を含めた取組の実効性を十分に検証すべきとの指摘や、一部の地域における取組のみでは不適正事業者が他の地域に流れるだけに終わる不適正事業者の解消には至らないという指摘があるため、引き続き動向を注視していきます。</p>	
270313080	26年10月14日	27年1月29日	27年3月13日	酒類販売免許における通信販売の取り扱いに関する規制緩和	<p>通信販売酒類小売免許において全ての酒類の販売を可能とすべきである。 【提案理由】現在、2都道府県以上の消費者を対象とした通信販売を新規に行う場合、通信販売酒類小売免許を取得する必要があるが、同免許では取り扱うことのできる酒類の範囲が限定されている。</p> <p>その一方で、昭和以前に取得した「一般酒類小売免許」であれば、販売商品やチャネルに関わらず販売が可能で、免許取得時期によって既得権益が保護され、事業者間の不公平な事業競争が生じている。</p> <p>自由競争の妨げである本規制は著しく経済合理性を欠いているため、本要望を実現させ、公正な事業環境を整備すべきである。それにより、業界が活性化し、消費者の利便性の向上にも資すると考える。</p> <p>2013年度も同様の要望を提出したところ、財務省回答では、本規制の目的として、「需給均衡の維持」と「未成年者の飲酒防止」を謳っている。</p> <p>しかしながら、需給均衡の維持については、大手通信販売事業者等は買収によって通信販売酒類小売免許を獲得し、全酒類の通信販売に参入している実情があり、目的にかなっていない。また、未成年者の飲酒防止については、既に通信販売酒類小売免許要件において、「未成年者でないことを確認する手段を講ずる」とされており、本要望の実現による未成年者の飲酒拡大にはつながらないと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	財務省		対応不可	<p>酒類の販売については、未成年者飲酒防止等の観点から、原則、対面販売が基本という考え方の下、インターネット等による通信販売については、消費者の利便性向上にも配慮し、販売できる酒類の範囲から、一般の酒類等で容易に購入できるものを中心に一部除外しています。</p> <p>酒類の通信販売については、平成27年3月11日、地域経済の活性化等の観点から、特定製造者以外の製造者が製造する酒類のうち、地方の特産品等を選択して、製造委託を受け製造する酒類については(左記「制度の現状」参照)、インターネット等による通信販売が可能となるよう、適正改正を行いました。この適正改正により、例えば、地方の中小酒類小売業者が大手酒類製造者に対し、特産品等を原料としたプライベートブランドの酒類を製造委託し、それをインターネット等で通信販売を行うことが可能となりました。</p> <p>このように、通信販売酒類小売免許により販売できる酒類の範囲を緩和したところですが、ご提案の内容については、小売免許完全の在り方に係る問題であり、昨年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されるなど未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の販売における社会的な要請が高まっていることなどを踏まえ、幅広い観点から慎重かつ十分な検討を要するものと考えています。</p>	酒税法は、酒類の適正かつ確実な賦課徴収を図るとする国家の財政目的のため、酒類の製造及び販売業について免許制を採用しています。これらの免許を与える際には、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲(又は販売方法)について条件を付すことができることとされており(同法第11条第1項)、当該規定により、酒類販売免許においては、その販売方法として「卸売に限る」、「小売に限る」、旨の条件を付しているところです。このうち、「小売に限る」旨の条件が付された酒類小売免許は、さらにその販売形態により、インターネット等を用いた通信販売より酒類を小売することができる「通信販売酒類小売免許」の区分を設けています(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)。これは、酒類の需給の均衡維持の観点もとも、酒類が致動性飲料としての商品特性を有することから、対面販売を基本的な考えとして、未成年者の飲酒防止の観点からも配慮して設けたものです。このため、現在、通信販売酒類小売免許は、酒類の需給の均衡維持や未成年者飲酒防止を図る観点から、その販売する酒類の範囲の条件として、一般の酒類等で容易に購入できるものを中心に一部その対象から除外し、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限定することとしています。 <p>(注)通信販売酒類小売免許は、平成元年に創設した免許区分であり、それ以前に一般酒類小売免許を取得した者については、通信販売を除く旨の条件や、通信販売により販売する酒類の範囲の条件は付されていません。</p> <p>なお、法令解釈通達において、通信販売酒類小売免許とは、「2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、商品の内容、販売価格等の条件をインターネットやカタログ等により提示し、インターネット、郵便、電話等の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類を小売することができる酒類小売免許」をいいます(法令解釈通達第2編第9条第1項関係8)。通信販売できる酒類は、国産酒類のうち、次のいずれかに該当するもの又は輸入酒類に限ることとしております(法令解釈通達第2編第10条第11号関係4)。</p> <p>カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である製造者(以下「特定製造者」といいます。以下「製造、販売する酒類」)</p> <p>地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。))を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の1会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類</p> <p>なお、酒類については、平成27年3月11日に法令解釈通達の改正を行い、通信販売ができる酒類の範囲に追加しました。</p> <p>これは、国家戦略特区における新たな措置に係る提案を受け、第9回国家戦略特別区域諮問会議(平成26年10月10日開催)において取りまとめられた「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」の中で、「地方の特産品等の販路拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、委託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の旨があり、かつ、インターネットによる通信販売が可能となるよう要件を緩和することについて、速やかに全国規模の規制改革を進めることとされたことを受けて、地域経済の活性化等の観点から、通信販売酒類小売免許により販売できる酒類の範囲を改正したものです。</p>
270313081	26年2月8日	27年3月12日	27年3月13日	電子納税の改善について	<p>電子納税(e-Tax)では、現在は勤務先から交付される源泉徴収票や証券会社から交付される特定口座年間報告書は電子交付されたものを印刷して証拠として使用することが認められておらず、確定申告する人は電子交付ではなく紙で交付してもらえないという思い、電子化を推進するために、証拠も電子交付書類の使用(印刷したものを保存するが、電子データで保存)を認めよう改正していただきたい。</p>	個人	財務省		事実確認	<p>国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年 財務省令第71号)第5条2項</p> <p>所得税の確定申告書をe-Taxを利用して提出する場合には、源泉徴収票や特定口座年間取引報告書の記載内容を入力したことで、添付書類の提出を省略することとしておりますので、添付書類を画面で提出していただく必要はありません。</p>	